

事故を起こしてしまったら…  
まずは、落ち着いて状況確認！！



- ① 運転を停止させ、エンジンOFF！
- ② 負傷者がいないか、確認・救護、救急車手配
- ③ 二次災害につながる危険を減らす  
※迷ったら警察に相談
- ④ 警察に報告(どんな事故でも報告！)  
・発生日時・場所・死傷者状況・損壊物状況  
・車両の積載物・行った措置
- ⑤ 情報収集と証拠保全
- ⑥ 保険会社に連絡
- ⑦ 事故車両の対応(レッカー車等の手配)
- ⑧ 病院での診察  
※救急車で搬送されるほどの重傷でなくても、必ず  
病院で医師の診断を受けましょう。

兵庫県交通安全協会では、交通事故に  
遭わないための「交通事故を99%防  
ぐたった二つの方法」をお教える講習  
会を実施してます！



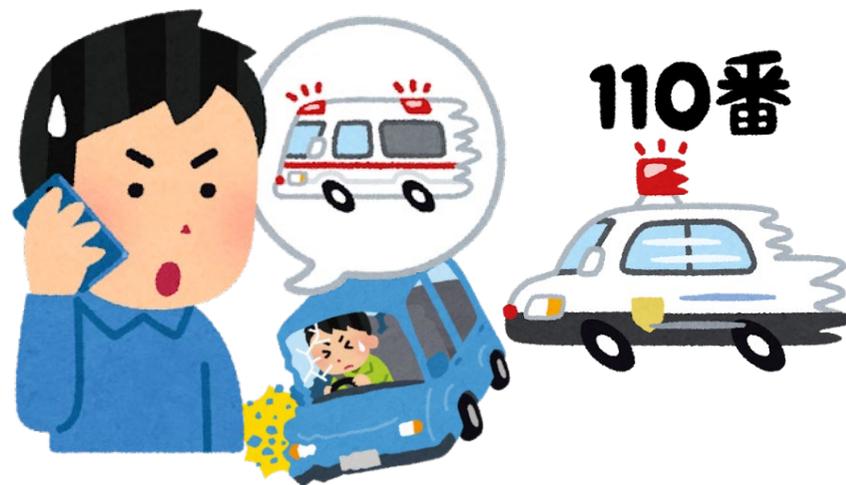
講習会の実施



交通事故を起こしてしまった！

どうしたらいいの？

教えて！ルールくん・マナーちゃん！



一般財団法人兵庫県交通安全協会



Podcastはこちらから！



## ？ 落ち着いて状況確認

Q：交通事故を起こしてしまったら、どうすればいいの？

A：そうね。交通事故を起こしてしまったら、平常心ではいられないですよね。でも、誰よりも先に対応できるのは事故の当事者（あなた）しかいないのです。まずは、落ち着いて冷静に状況を確認しましょう。



A：事故を起こしたとき何をすべきかは、道路交通法にも規定があるんだよ。  
道路交通法第72条に規定しています。  
それを分かりやすく説明していくね。



谷折り



## ？ 運転の停止

Q：一番先にしないといけないことってあるの？

A：道路交通法72条1項では、**「直ちに車両等の運転を停止」**することが求められているわ。



A：運転の停止とは、ただ単に車を停止することではないよ。すなわち**「負傷者を救護し」「道路における危険を防止する等必要な措置を講じる」**行動に移るための運転の停止を言うんだよ！



その他、重要なアドバイスをするね！

### ① 事故現場から立ち去らない！

現場からいなくなることで、救護義務違反や報告義務違反として、処罰される可能性があるので注意してください。

### ② 事故現場で交渉や示談をしない！

警察が到着する前に相手方と事故状況を整理したり、示談交渉を行うことは、絶対に避けてください。

必ず、現場に駆け付けた警察官の指示に従ってください。

### ③ 交通事故の相手方に聞くべきこと！

事故の相手方の住所、氏名、連絡先を確認してください。

また、相手車両の登録ナンバーも忘れずに確認しましょう。相手方に保険会社がある場合は、保険会社・証券番号・契約者名を確認しておくといいでしょう。

### ④ 事故状況と目撃者を確認してください！

忘れないうちに双方のスピード、停止位置、信号、標識の状況などをメモしておいてください。

目撃者がいる場合は住所、氏名、連絡先を聞いてメモしておきましょう。また、ドライブレコーダーの映像の保存や事故現場や事故に遭われた車の写真を撮っておくことも役に立ちます。

※ **まずは、交通事故に遭わないために、安全運転に心がけましょう！**

## 道路における危険の防止



Q：負傷者の救護の後にすることは？

A：負傷者の救護に続きすることは、「道路における危険の防止」です。

Q：道路における危険とは、何なんだ？



事故車両の移動

消火活動

A：「道路における危険」とは、道路を利用する自動車や自転車、歩行者などに損害が生じることです。

すなわち、その防止とは、二次被害の発生を防ぐことです。

道路上に事故車があるままの状態では、通行の妨害になっているなら、安全な場所に移動させる必要があります。移動が困難なら、事故車の存在を知らせる措置が必要です。車が炎上すれば、消火活動や消防車の手配も必要となります。積載物が散らばって歩行者が怪我をしかねない場合は片付けましょう。

しかし、実際にはどこまで何をすべきかは迷う場合が多いでしょう。その時は、警察官に事故報告をした際、指示をおおくと良いでしょう。



Q：警察への報告は、110番通報でいいの？



A：道路交通法では、警察官が現場にいるときはその警察官に、いないときは、最寄りの警察署の警察官に報告することが求められているけど、速やかに警察官に報告するため、**110番通報**により報告してください。

Q：具体的には、何を報告すればいいの？

A：はい。

具体的には、①事故発生日時、場所 ②死傷者の数と負傷者の負傷程度 ③損壊した物と損壊の程度 ④事故に関係する車両の積載物 ⑤事故について講じた措置の5つについて報告が求められているんだよ。

現場では、警察官から対応への指示をおおぐためにも、できるだけ正確に説明してね。

## 救護義務・報告義務

事故を起こした運転者等が、負傷者を救護する、危険の防止等の措置を講じる、警察官に報告することは、法律上の義務です。

○救護義務違反（加害車両の運転者）

10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

○報告義務違反

3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

## 保険会社への連絡



Q：救護義務と報告義務を果たした後は？



A：そうですね。保険会社には連絡してね。

事故の備えとして、強制保険だけでなく、任意保険等に参加している場合は、保険会社等に事故の連絡をしてください。

一般的な任意保険等は、担当者が被害者対応を行ってくれる示談代行サービスが受けられるものもあるので、速やかに連絡してくださいね。

また、事故車両の扱いは、故障・損傷の程度によって対処法がかわりますが、走行できな状態であれば、ロードサービスなどを利用してレッカー車の手配をしてください。



## 損害賠償でもめないために

Q：事故の後、損害賠償は、どのように決められるのですか？事前に、やるべきことはありますか？



A：加害者となった場合、加害者として責任を果たすためには、事故状況を正しく理解しておく必要があります。

また、被害者にも落ち度がある場合、その部分については運転者も被害者として損害賠償を求めることもあります。

そのためにも、事故に関する証拠を集めたり、記録を残しておくことは重要なんだ。

## 負傷者の救護



Q：負傷者の救護って言われても、どうしていいのかわからないわ！

A：運転を停止したら、まずは、怪我をした被害者がいないかを確認してね。もし、負傷者がいたら考えられる限り最善の救護を行ってほしいの。

交通量が多い道路上では、被害者を安全な場所に移動して、救急車の手配をするのと同時に救命救急処置が必要な時は、消防署の指示を受けるなどして、救命救急措置を行ってほしいの。



A：そうだね！

怪我がないように見える場合でも、事故の状況から怪我をしている可能性もあります。怪我の有無や救急車の手配が必要かは、必ず、被害者に確認してね。

自分だけでできることは限られています。同乗者や事故現場にいる人、近隣の人など周囲にも救護を求めてください。負傷者の救護は、一刻の猶予も許されませんよ！



運転の停止

負傷者の救護